

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成25年10月
山梨県人事委員会

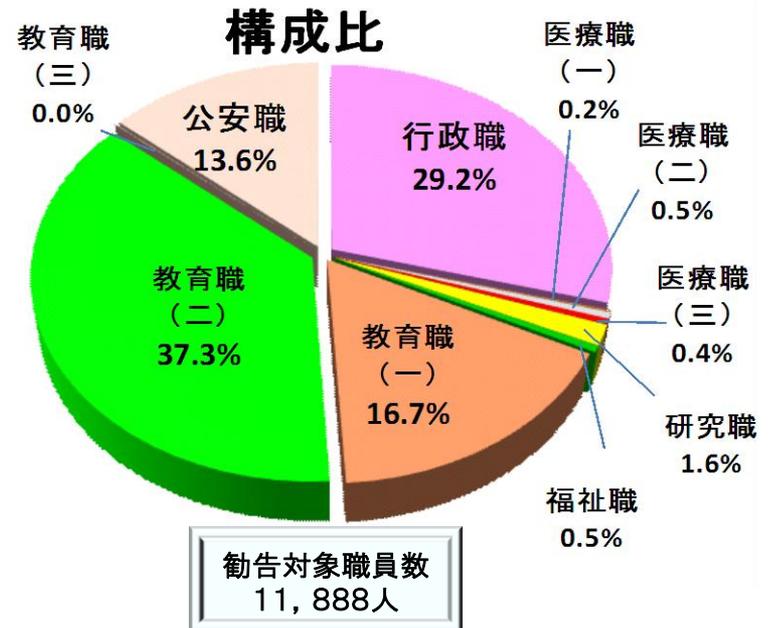
目次

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 給与勧告の対象職員 | 1 |
| 2 | 給与勧告の手順 | 2 |
| 3 | 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) | 3 |
| 4 | 民間給与との較差に基づく給与改定 | 4 |
| 5 | 特別給(ボーナス)の改定 | 5 |
| 6 | 本年の勧告等 | 6 |
| 7 | 最近の給与勧告の実施状況(一般行政職) | 7 |

1 給与勧告の対象職員

平成25年4月1日現在の給与勧告対象職員は11,888人^(注1)となっています。
 このうち、一般行政職員は、3,471人で全体の29.2%を占めています。最も多いのは教育職で、小中高校等を合わせると、6,427人で、全体の54.0%となり過半数を占めています。
 また、職員の平均年齢は43.9歳^(注2)となっています。

| 給料表 | 職員の例 | 職員数 | 平均年齢 |
|--------|-------------------|---------|-------|
| 行政職 | 一般行政職員 | 3,471人 | 43.3歳 |
| 医療職(一) | 医師 | 18人 | 45.6歳 |
| 医療職(二) | 薬剤師、栄養士 | 58人 | 38.4歳 |
| 医療職(三) | 保健師、看護師 | 49人 | 39.6歳 |
| 研究職 | 研究員、学芸員 | 194人 | 42.1歳 |
| 福祉職 | 福祉司 | 52人 | 32.8歳 |
| 教育職(一) | 高等学校・特別支援学校等の教育職員 | 1,985人 | 44.1歳 |
| 教育職(二) | 小学校・中学校等の教育職員 | 4,437人 | 46.3歳 |
| 教育職(三) | 専門学校に勤務する校長、教授等 | 5人 | 44.4歳 |
| 公安職 | 警察官 | 1,619人 | 39.0歳 |
| 計 | | 11,888人 | 43.9歳 |



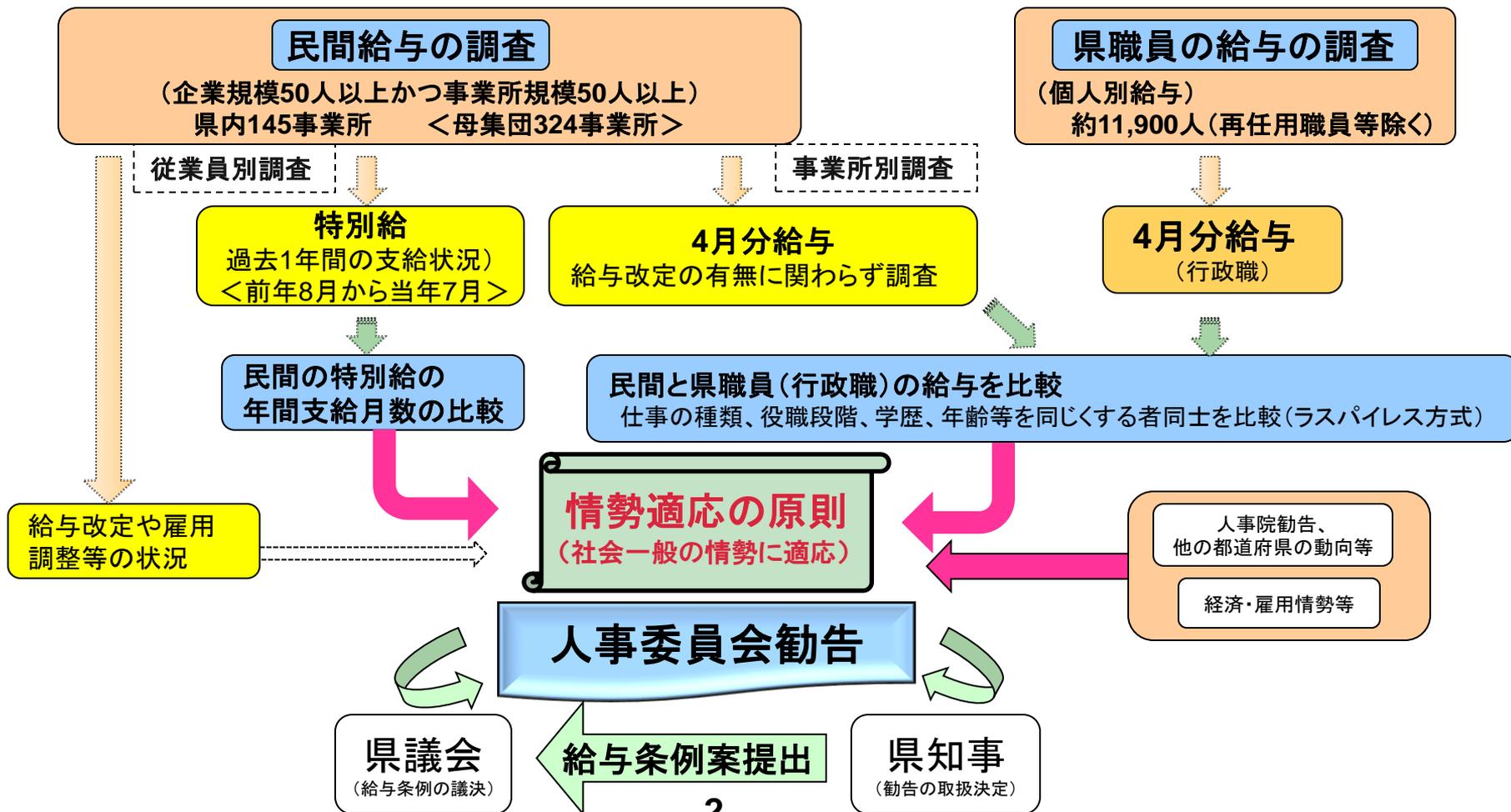
(注1) 勧告対象職員は、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員等は除く

(注2) 年齢は、平成25年4月1日現在の満年齢

2 給与勧告の手順

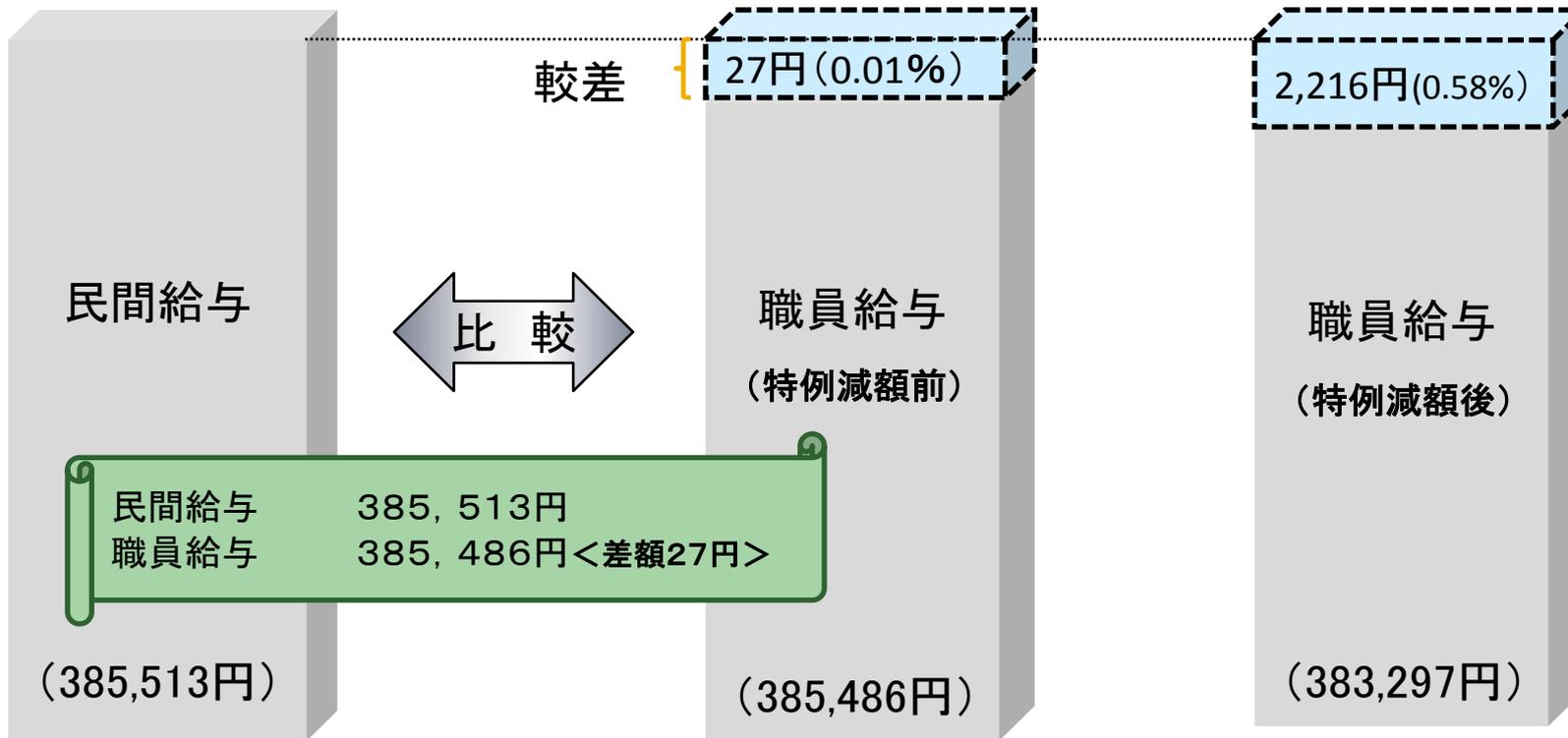
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



4 民間給与との較差に基づく給与改定

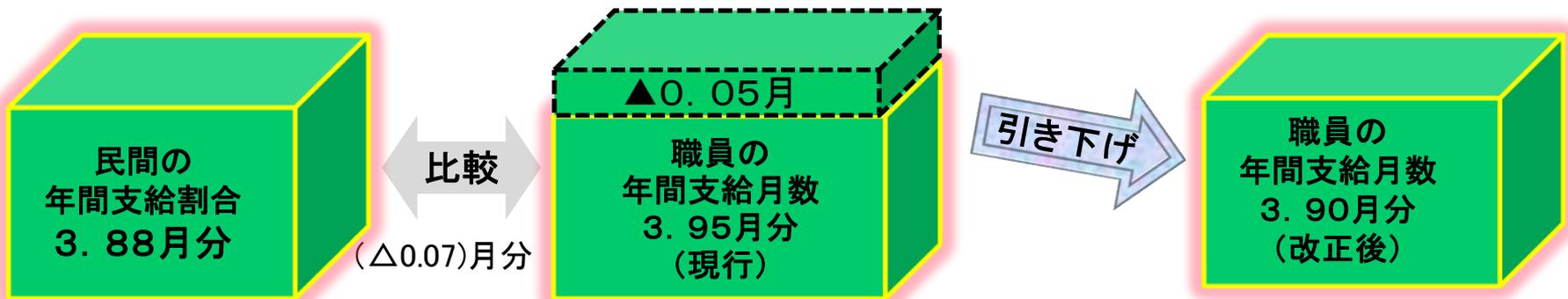
本年の民間給与との比較を行い、特例減額措置(注1)前での較差は、27円(0.01%)でした。勧告の前提となる公民比較は、例年と同様、この減額措置前の較差に基づき行っています。なお、民間給与が、減額措置後では2,216円(0.58%)職員給与を上回っています。



(注1)特例減額措置は、平成23年10月1日～27年3月31日まで、山梨県職員等の給与の特例に関する条例に基づき、本県職員(管理職)の給料月額が、部局長級は4%、その他の管理職について3%それぞれ減額されている措置をいう。

5 特別給(ボーナス)の改定

民間事業所における特別給の年間支給割合(注1)は、所定内給与月額³の3.88月分となっています。職員の年間支給月数³3.95月は、これを0.07月分上回っています。このため、職員の年間支給月数を0.05月(注2)引き下げ、民間の年間支給割合と均衡させることとしました。



| 一般の職員の例 | 年間支給月数 | |
|---------|-------------|-------|
| | 現行 | 改定後 |
| 期末手当 | 2.60月 | 2.55月 |
| 勤勉手当 | 1.35月<改定なし> | |

(注1)民間の年間支給割合は、民間給与の調査対象事業所(324事業所)のうちから無作為に抽出した145事業所(調査不能19事業所を含む)について、実地調査を行い、昨年8月から本年7月までの1年間の賞与等の特別給を調査した結果に基づいています。

(注2)職員の特別給の支給月数は、これまで0.05月単位で改定しています。従来より民間の支給割合を小数点以下第2位まで求め、これを二捨三入、七捨八入とした0.05月単位の月数に合わせています。(本年は3.88月(七捨八入)で3.90月)

6 本年の勧告等

1 給料表

- 本年4月の公民較差は0.01%(27円)であり、職員給与が民間給与を僅かに下回っているものの、較差が僅かであり均衡していることから、月例給の改定を行わないこと(2年連続)

2 特別給(期末手当・勤勉手当)

- 民間の年間支給割合と職員の年間支給月数を比較したところ、民間との支給割合と、均衡を図るため、支給月数を0.05月引き下げること。(3年ぶり)
(現行) 3.95月 → 改正後 3.90月

3 給与構造改革における経過措置額の廃止

- 給与構造改革における経過措置額は廃止し、廃止に伴って生じる原資については、給与構造改革期間(平成18年度～平成22年度)中抑制されてきた昇給の回復に充てる。

4 実施時期等

- 特別給は、条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施
(公民給与を年間で均衡させるため、12月期の期末手当において調整)

7 最近の給与勧告の実施状況（一般行政職）

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

| | 月例給 | 特別給（ボーナス） | | 一般行政職の平均年間給与 | |
|-------|----------|-----------|----------|--------------|----------|
| | 勧告率 | 年間支給月数 | 対前年比増減 | 増減額 | 率 |
| 平成11年 | 0.27 % | 4.95 月 | ▲ 0.30 月 | ▲ 10.4 万円 | ▲ 1.5 % |
| 平成12年 | 0.12 % | 4.75 月 | ▲ 0.20 月 | ▲ 7.4 万円 | ▲ 1.1 % |
| 平成13年 | 0.05 % | 4.70 月 | ▲ 0.05 月 | ▲ 1.8 万円 | ▲ 0.3 % |
| 平成14年 | ▲ 1.98 % | 4.65 月 | ▲ 0.05 月 | ▲ 15.4 万円 | ▲ 2.3 % |
| 平成15年 | ▲ 1.05 % | 4.40 月 | ▲ 0.25 月 | ▲ 17.2 万円 | ▲ 2.6 % |
| 平成16年 | ▲ 0.01 % | 4.40 月 | — | — | — |
| 平成17年 | ▲ 0.37 % | 4.45 月 | 0.05 月 | ▲ 0.3 万円 | ▲ 0.05 % |
| 平成18年 | ▲ 0.07 % | 4.45 月 | — | ▲ 0.06 万円 | ▲ 0.01 % |
| 平成19年 | 0.99 % | 4.50 月 | 0.05 月 | 6.7 万円 | 1.04 % |
| 平成20年 | 0.02 % | 4.50 月 | — | — | — |
| 平成21年 | ▲ 0.14 % | 4.15 月 | ▲ 0.35 月 | ▲ 15.3 万円 | ▲ 2.3 % |
| 平成22年 | ▲ 0.38 % | 3.95 月 | ▲ 0.20 月 | ▲ 10.3 万円 | ▲ 1.6 % |
| 平成23年 | ▲ 0.19 % | 3.95 月 | — | ▲ 1.3 万円 | ▲ 0.2 % |
| 平成24年 | ▲ 0.00 % | 3.95 月 | — | — | — |
| 平成25年 | 0.01 % | 3.90 月 | ▲ 0.05 月 | ▲ 2.0 万円 | ▲ 0.32 % |